

』するために何をしなければならないかという法的義務を三段階に分析するという最も基礎的な方法によって明らかにすることができます。

まず、『尊重』するということは、居住に関する人々の自由や権利が尊重される、つまり、国家の側がそれを侵害するようなことを行わないことを意味します。例えば、神戸の震災の被災者の場合を考えると、居住権に影響するすべての過程について協議が認められ、（その政策決定過程に）完全な参加が認められるということです。『保護』する義務とは、例えば国家は、居住権に反するような法を変更する、若しくは国内法で適切な法が無い場合は立法を行うことを意味します。

居住権と聞いてすぐ思い付くのが『履行』の義務です。公的な資金、建設問題等が含まれますが、先の2つの義務（の履行）が効果をもたらさなかった場合のみ、この第3の義務が登場するのです。もちろん、居住権とは、政府が住宅にお金をかけることを意味しますが、それだけではないのです。」

ここで、レッキー氏は、被災者の意思決定過程への参加及びそれを支援する立法こそが大切であり、行政府が一方的に恩恵を与えるかのような形での救済、復興のありかたは間違っていると主張している。

このことは、今後の応急仮設住宅入居者及びそれ以外のすべての被災者の救済並びに復興のありかたについて重要な示唆をしていることを国や各自治体ははっきりと認識すべきである。

第5 神戸弁護士会の提言

1 災害救助法の改正等

第1に同法第1条の目的規定を「憲法第13条及び25条に規定する理念にもとづき、被災した住民に対し、必要な保護を行い、その生活を保障することを目的とする」などと改めること。

第2に応急仮設住宅は「被災者に対し、恒久住宅に入居できるまでの間、適切な居住を保障する」施設である旨の定義をし、「適切な居住を確保するに足りるものでなければならない」との概括的基準をもうけること。

第3に応急仮設住宅の建設・供与の要件と基準を明らかにすること。特に基準については、応急仮設住宅は、良質なものを、できるだけ早く、できるだけ被災者の要求を満たすことができるように建設・供与されるべきことを明記することが肝要である。

第4に被災した住民は、この具体的要件に該当するときは、応急

仮設住宅の供与を実施機関に要求する権利があることを明記すること。

第5に応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、実施機関は被災した住民の意思を尊重して行わなければならないこと、具体的には実施機関に被災した住民との協議を義務づけること。

しかし、仮に同法が改正されなくても現行制度を運用するにあたっては、前述の問題点を十分に認識し、応急仮設住宅は、あくまでも被災者の生存権を保障するために必要なもので、被災者に対し、安心して暮らせる住居を提供することは国の法的義務であるとの明確な位置づけのもとになされなければならない。

2 実施機関について

応急仮設住宅の設置・供与の実施機関は、関係市町村長とし、関係都道府県知事は、その連絡調整にあたるものとする。

3 費用負担について

応急仮設住宅の建設・供与に要する費用は全額国庫負担とすること、またその範囲には、土地の賃料、附帯設備費用、維持・改修費用、管理費用、撤去費用が含まれることを明確にすること。

自らの土地に応急仮設住宅を建築することを望む場合には、実施機関が建設する場合に要する費用相当額の建築資金を供与することができることを確認すること。

4 応急仮設住宅の現入居者への施策について

- (1) 応急仮設住宅の統廃合は避けること。
やむなく応急仮設住宅を廃止するときは、恒久住宅への入居をはかること。
- (2) 恒久住宅に入居できるまでの間、安心して暮らせるように、管理を怠らないこと。また、応急仮設住宅の入居者の生活実態に即した支援・助成をすること。
 - ① 応急仮設住宅の居住性を改善する。具体的には、基礎を補強し、断熱性と遮音性を高めるための改良を施すこと。改良工事が完了するまでの間、冷暖房費を補助すること。
 - ② 応急仮設住宅の生活環境改善のため、入居者の要望には積極的に対応すること。
 - ③ 遠隔地の応急仮設住宅入居者には、通勤、通学のための交通費の補助策を講ずること。
 - ④ 1世帯1戸の原則にはこだわらず、多人数世帯には複数戸の応急仮設住宅を供与すること。
- (3) 応急仮設住宅の入居者が自立できるまでの間の生活を支え、健

康を保持するための支援策を実施すること。

- ① 1人住まいの住民は、老若男女を問わず健康状態を調査し、必要な人には非常ベル、報知灯を設置すること。
- ② 健康状態の調査結果により必要だと判明した人に対し、保健婦や医師による巡回を月2回以上行うこと。
- ③ 炊事の出来ない人、病気のため食事制限の必要な人に対し、給食を実施すること。
- ④ 就労の斡旋、生活指導、生活費の支給などの援助プログラムを策定し、実施すること。
- ⑤ 応急仮設住宅の入居者の自治活動を積極的に支援すること

5 恒久住宅への移行のための施策について

- (1) 公営住宅を、応急仮設住宅入居者が希望する地域に、可能な限り希望者全員が入居できるように建設すること。
- (2) 民間住宅への入居あるいは住宅を購入する応急仮設住宅の入居者に対し、家賃補助制度あるいは住宅購入資金融資制度をより充実させること。

とりわけ入居から5年間とされている家賃低減化対策については、期間経過により一律に打ち切る取扱いをするのではなく、期間経過後も入居者の経済状態を勘案しながら家賃補助を継続すること。

- (3) 高齢者、病弱者及び障害者などのための高規格公営住宅、定員10名程度の小規模グループホーム、定員30名程度の特別養護老人ホームなどを市街地の身近な場所に建設すること。
- (4) 恒久住宅移行後も、独居老人に対する24時間対応を含むホームヘルパー派遣制度の充実、通える距離にサービスセンターや配食サービスセンターを建設、充実をはかること。

実施に際しては地域の実情に対応するため地方自治体の権限を強化すること。また計画立案には住民が参加し、財政面も含めて情報公開をすすめること。更に自治体の職員を福祉の専門家として長期的に育成し、ネットワークの核とすること。

- (5) 今後の災害復興住宅入居募集に際しては、全体の供給計画を可能な限り明らかにし、対象住宅やその周辺の情報の提供に工夫をこらし、また申込案内書を単に交付するだけではなく、その内容や申込方法を理解させるための工夫をすること。

1世帯1戸の申込みに限定せず、複数戸の申込みを可能とし、連帯保証人の要求の緩和、同居者の資格の見直し、グループ申込みの対象を拡げるなど、応急仮設住宅入居者の要望をくみいれること。